

## 出水市告示第65号

出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

出水市長 椎 木 伸 一

### 出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）の事務の取扱いに関し、「さくらねこ無料不妊手術事業」要綱（平成25年2月1日公益財団法人どうぶつ基金要綱）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) さくらねこ 不妊手術済みの目印として、耳先をさくらの花びらの形にカットした猫をいう。
- (2) 不妊手術 猫に対する去勢手術及び避妊手術をいう。
- (3) 地域猫 地域住民の理解と合意のもとで管理されている、特定の飼い主のいない猫をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、地域に住み着いた飼い主のい

ない猫に不妊手術を施し、一代限りの命を全うするまで適切に飼養管理を行っていく活動をいう。

(5) TNR活動 飼い主のいない猫を対象に、捕獲し、不妊手術を施し、元の場所に戻す活動をいう。

(6) 多頭飼育崩壊現場 無秩序な飼い方により猫が異常繁殖し、飼い主が飼育不可能となった現場をいう。

(7) チケット どうぶつ基金が発行する行政枠用のさくらねこ無料不妊手術チケットをいう。

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、市内に生息する猫に不妊手術をしようとする本市に住居を有する個人又は本市に住所を有する者が2人以上構成員として属する団体であつて、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 多頭飼育崩壊現場における飼い主
- (2) 地域猫活動やTNR活動を行っている団体
- (3) その他市長が必要と認めた者又は団体

(事業の対象となる猫)

第4条 チケットを利用した不妊手術（以下「事業」という。）の対象となる猫は、本市内に生息する猫であつて、次の各号のいずれにも該当しない猫とする。

- (1) 多頭飼育崩壊現場における飼い主以外に飼い主がいる猫
- (2) 里親に譲渡する予定の猫
- (3) 飼い猫となる予定のある猫
- (4) チケットの交付の申請前に既に不妊手術を受けている猫
- (5) その他市長がチケットの利用が適当でないと認めた猫

(交付申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市と事前に申請内容等を協議の上、次に掲げる書類をもって市長に申請するものとする。

- (1) 出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付申請書（第1号様式）
- (2) 出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、どうぶつ基金にチケットの交付申請を行うものとする。

2 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付又は不交付の通知を受けた場合は、出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付を受けた場合は、申請者に前項の通知とともにチケットを交付するものとする。  
（申請内容等の変更）

第7条 申請者は、第5条の規定により行った交付申請の内容（交付枚数を除く。）に変更が生じたときは、出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付変更承認申請書（第4号様式）により速やかに変更申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請を承認したときは、出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット変更交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第8条 市長は、チケットの交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めものとする。

- (1) チケットの利用方法が不適當と認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、市長は、出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付決定取消し及びチケット返還通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、チケットを利用して不妊手術を施したときは、出水市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用実績報告書（第7号様式）により、チケットの有効期限日後7日以内に市長に報告するものとする。

（未利用チケットの返還）

第10条 交付決定者は、交付されたチケットのうち、有効期限内に利用しなかったチケットについては、速やかに市長に返還するものとする。

（協力依頼）

第11条 市長は、この事業を実施するに当たり、必要に応じて関係各機関、地域猫活動及びTNR活動等に精通している団体等に意見及び協力を求めることができる。

（免責）

第12条 市は、交付されたチケットの利用を目的として行われたTNR活動及び関係する住民や団体、動物病院等との間に生じた事故、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

（雑則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。